

2017年11月22日

各 位

会社名 株式会社スシローグローバルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 水 留 浩 一
(コード番号：3563 東証一部)
問合せ先 執行役員総務部長 木 下 嘉 人
TEL. (06)6368-3220

株価条件付株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、2017年11月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除くものとし、以下「対象取締役」といいます。）に対して、株価条件を付した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与する方針とし、本年12月21日開催予定の当社第3期定時株主総会にて関連する取締役報酬議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する目的

当社の業績や株価と当社の対象取締役の報酬をさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と経営者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブとして新たに株式報酬型ストックオプションを導入することとし、既存の報酬枠とは別枠として年額200百万円以内の範囲で報酬として新株予約権を発行するものです。なお、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、下記と同様の新株予約権を当社が必要とする個数において割り当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式128,200株を年間の上限とします。

(2) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,282個を年間の上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とします。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。なお、付与株式数の調整に応じて、上記（１）の新株予約権の目的である株式の総数も調整されるものとします。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することとします。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日の翌日から40年間とします。

（６）新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員いずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（下記の算式に従って算出されます。）に応じて下記のグラフに基づき算出される権利確定率（以下「権利確定率」といいます。）を乗じた数とします。また、対象取締役が割当日

から3年を経過する日より前に当社及び当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれの地位を喪失した場合には、下記のグラフに基づき算出される権利確定率に、割当日からの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとします。なお、対象取締役が行使できる新株予約権の数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

[相対的TSRの算式]

相対的TSR＝絶対的TSR÷TOPIX成長率

絶対的TSR＝{期末の株価＋配当金総額}÷期首の株価

期末の株価：割当日から3年を経過する日（対象取締役が割当日から3年を経過する日より前に当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した場合には当該地位喪失日をいいます。以下同じです。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

期首の株価：割当日の属する月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

配当金総額：割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

TOPIX成長率＝期末のTOPIX÷期首のTOPIX

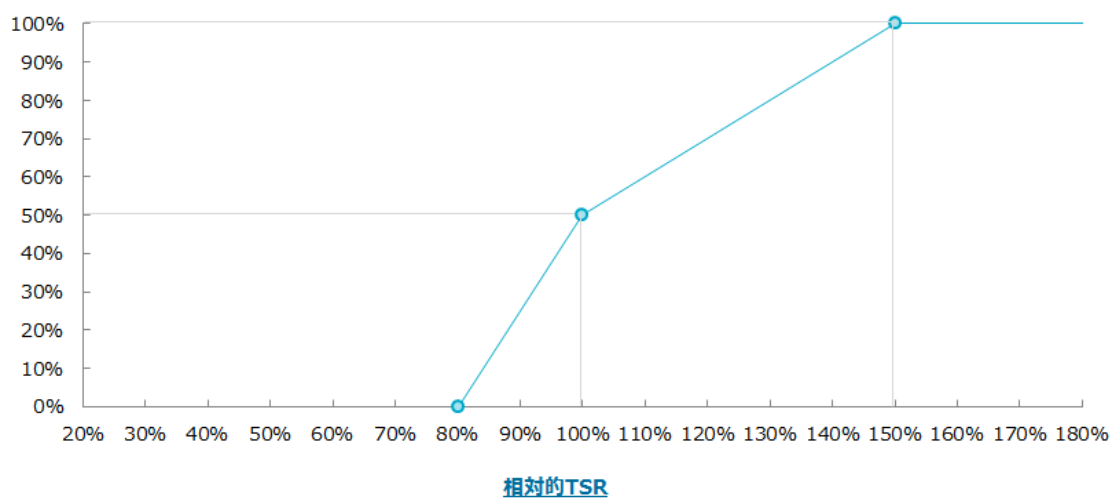
期末のTOPIX：割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日のTOPIX（東証株価指数をいいます。以下同じです。）の終値平均値

期首のTOPIX：割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値

上記の計算において、終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

権利確定率グラフ

権利確定率



ただし、新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%～27.66%（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。

また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（8）新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については当社取締役会の決議において定めます。

以上